

天領

第34号

1997年12月



社団法人 石見大田法人会会報

目次

平成九年度通常総会開催	1
ミニ税務コーナー	3
平成九年度納税功労者表彰式	4
週四十時間労働制について	6
石見銀山・根ほり葉ほり「灰吹き」の鉄鍋が出土	9
第十一回クイズおもしろミニナル	10
税を知る週間行事へ地区別ミニ税金フォーラム	12
石見大田税務署人事異動 着任のごあいさつ	13
中国税理士会石見大田支部長 就任ご挨拶	13
囲碁問題	13
大田市の商店街活性化のために	14
非違事例	17
企業訪問へ石州セラミカ	18
質問手帖	21
税のこぼれ話「大石内蔵助と大蔵省」	21
地域社会貢献運動へ法人会の森に植樹	22
第二十五回会員親睦ゴルフ大会	23
天領の秘話⑩「大音寺の妙見さん」	24
わが社のホープ	26
アメリカンファミリー	27
法人会経営者大型保障制度	28
税のこぼれ話「棚あげ」or「おろし」	30
囲碁問題の解答	30
編集後記	30

いしがね 石銀遺跡が物語る 遺構、遺物

石見銀山は、仙の山の峰続き石銀(473m)に、いま関心が集まっています。

十六世紀の世界経済の主役だった銀の、灰吹精錬が石見山頂の、およそ二十餘で行われ、世界の銀の流通に大きな影響を与えた、歴史史跡だからです。

石見銀山に進んだ銀の精錬法が伝えられた天文二(1553)年、昆布山谷で初めて灰吹法が行われ、銀山に精気をもたらしますが、同十一年、石見を襲った台風による大津波で昆布山谷や出土谷は壊滅し、この台風がきっかけになったことと、二十四の間歩がある立地条件から、灰吹精錬はあげて、石見山頂に行われるようになりました。

古文書から偲んでみると、慶長五(1600)年の関ヶ原の戦いの前年には、銀の大増産が行われたことや、慶長八年の釜屋間歩の発見で、一万貫を越える銀の精錬、生産が行われたことから、石銀遺跡は、空前の繁栄をしたことでしょう。

大森では昔から石銀千軒、山上六千軒といい伝えられているのは銀山都市があったことを示しています。

鳥根県や大田市が進めている発掘調査で見つかった、吹屋の後、建物の遺構、生活雑器の出土は、世界史にかかわる歴史を語りかけているようです。(石村勝郎記)

氏東大鈴木字題

平成九年度

通常総会開催

平成九年度通常総会は、去る、九月十二日会館「仁万屋」において、会員多数出席のもとに開催された。

当日来賓には、石見大田税務署金田署長他多数をお迎えして盛会に開催された。

和田会長の会員、役員に対して一年間の事業活動のご協力に対して感謝の意を表すると共に、新年度につきましてもより一層のご指導ご協力をお願いいたします等々……の挨拶の後、議長になり議事に入っていました。

一号議案、平成八年度事業報告並びに収支決算承認の件。
二号議案、平成九年度事業計画並びに収支予算

案承認の件。

三号議案、役員改選の件。堀 芳信理事が退任され、新たに堀 博彦氏が選任された。

以上の議案につき審議を行ない、全議案満場一致で承認された。

当日の予算案、収支決算は下記の通りです。



平成8年度(第9期)収支決算書

収入の部 自 平成8年7月1日 至 平成9年6月30日

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減△
1. 会 費	6,300,000	6,290,000	△ 10,000
2. 事業費補助金	2,973,000	3,542,886	569,886
3. 補助金	0	1,000,000	1,000,000
4. 事業収入	200,000	180,000	△ 20,000
5. 雑収入	256,473	325,413	68,940
当期収入合計(A)	9,729,473	11,338,299	1,608,826
前期繰越収支差額	1,770,527	1,770,527	0
収入合計(B)	11,500,000	13,108,826	1,608,826

支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減△
1. 事業費	4,650,000	5,476,619	826,619
研修・講習会等費	3,100,000	2,853,704	△246,296
社会貢献活動費	0	1,157,120	1,157,120
会報発行費	550,000	579,983	29,983
婦人部運営事業費	300,000	185,812	△114,188
青年部運営事業費	700,000	700,000	0
2. 会議費	1,700,000	1,337,466	△362,534
総会費	600,000	501,946	△ 98,054
役員会費	500,000	451,565	△ 48,435
委員会費	600,000	383,955	△216,045
3. 管理費	3,715,000	3,371,979	△343,021
人件費	2,300,000	2,000,000	△300,000
事務局費	350,000	413,984	63,984
渉外費	150,000	172,044	22,044
旅費	250,000	166,601	△ 83,399
負担金	650,000	607,900	△ 42,100
雑費	15,000	11,450	△ 3,550
4. 積立金	500,000	500,000	0
記念行事	500,000	500,000	0
5. 繰出金	80,000	80,000	0
6. 予備費	855,000	0	△855,000
当期支出合計(C)	11,500,000	10,766,064	△733,936
当期収支差額(A)-(C)	△1,770,527	572,235	2,342,762
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	2,342,762	2,342,762

平成9年度(第10期)収支予算書(案)

収入の部 自 平成9年7月1日 至 平成10年6月30日

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減△
1. 会 費	6,300,000	6,300,000	0
2. 事業費補助金	2,970,000	2,973,000	△ 3,000
3. 事業収入	180,000	200,000	△ 20,000
4. 雑収入	207,238	256,473	△ 49,235
当期収入合計(A)	9,657,238	9,729,473	△ 72,235
前期繰越収支差額	2,342,762	1,770,527	572,235
収入合計(B)	12,000,000	11,500,000	500,000

支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減△
1. 事業費	4,700,000	4,650,000	50,000
研修・講習会等費	3,100,000	3,100,000	0
会報発行費	600,000	550,000	50,000
婦人部運営事業費	300,000	300,000	0
青年部運営事業費	700,000	700,000	0
2. 会議費	1,700,000	1,700,000	0
総会費	600,000	600,000	0
役員会費	500,000	500,000	0
委員会費	600,000	600,000	0
3. 管理費	3,595,000	3,795,000	△200,000
人件費	2,000,000	2,300,000	△300,000
事務局費	400,000	350,000	50,000
渉外費	200,000	150,000	50,000
旅費	250,000	250,000	0
負担金	650,000	650,000	0
租税公課	80,000	80,000	0
雑費	15,000	15,000	0
4. 積立金	500,000	500,000	0
記念行事	500,000	500,000	0
5. 予備費	1,505,000	855,000	650,000
当期支出合計(C)	12,000,000	11,500,000	500,000
当期収支差額(A)-(C)	△2,342,762	△1,770,527	△572,235
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0

(社)石見大田法人会役員名簿

役 職	事 業 所 名	氏 名	住 所	電 話	委員会
顧 問	大田商工会議所会頭	奥野 昌平	大 田	2-0765	
会 長	(株)大島屋商店	和田 俊二	温泉津	5-2533	
副 会 長	(株)富士ドライ	嶋崎 忠夫	久 手	2-0082	事・厚
〃	(有)石東林業商会	松井 義夫	久 手	2-8001	広 報
事務理事	大田商工会議所	室脇 光介	大 田	2-0765	
常任理事	島根中央信用金庫	的場 章好	大 田	2-0740	事 業
〃	(株)中央計算センター	渡邊 常弘	〃	2-2181	広・厚
〃	中国税理士会石見大田支部長	月森 豊	〃	2-5201	総 務
〃	(有)布引商店	布引 進	〃	2-0619	事 業
〃	(株)森崎窯業	森崎 禎璋	温泉津	6-0111	総・厚
〃	菅森建設(有)	菅森 岩夫	仁 摩	8-3901	総 務
理 事	浜覚肥糧(有)	西村 禎二	久 手	2-8314	広 報
〃	(有)たけごし家具	竹腰 和夫	大 田	2-0617	広 報
〃	(株)たけはら	竹原鐵太郎	大 田	2-6081	事・厚
〃	(有)堀工務店	堀 博彦	波 根	5-7002	事 業
〃	(株)青木組	勝部 謙吉	大 田	2-0394	事 業
〃	(有)小林造船所	小林 博通	温泉津	5-3131	広・厚
〃	(有)小川商店	小川 良知	温泉津	5-2636	事・厚
〃	(株)島根建材公社	寺戸 隆文	大 田	2-0860	総 務
〃	石州水上産業(株)	有間 隆	水 上	9-0221	総・厚
〃	(有)芝尾瓦工場	芝尾 金男	〃	9-0201	事 業
〃	昭和技研(株)	金川 昭	大 田	2-1029	事 業
〃	はたの産業(有)	波多野 司	〃	2-0468	広・厚
〃	(有)仁万屋	石田 憲咲	〃	2-1050	広 報
〃	波多コンクリート工業(株)	波多 志郎	久 利	2-0778	事・厚
〃	(株)三谷設計	三谷 忠義	久 手	2-8121	広 報
〃	若林酒造(有)	若林謙太郎	温泉津	5-2007	事 業
〃	島根ゼオライト(有)	石橋 秀利	仁 摩	8-2145	事 業
〃	東和建設工業(株)	波多野 諭	大 田	2-0175	広・厚
〃	石東マルキプロパン(株)	石本 智章	仁 摩	8-2356	広・厚
〃	(有)前谷工務店	前谷 健治	仁 摩	8-2605	総 務
監 事	林 商 事 (株)	林 基一郎	長 久	2-1013	総 務
〃	白藤酒造(有)	大野 孝雄	波 根	5-8001	事 業

ミニ税務コーナー

同族会社のみなし役員と経営従事要件関係

問 同族会社のみなし役員をめぐるとラブルの

多くは「使用人がその会社の経営に従事しているか否か」と思われますが、みなし役員は認定要件の意義、経営に従事しているその意義について知りたい。

答 同族会社の使用人が役員と認定されるためには、①持株割合が一定割合以上のいわゆる特定株主等であること、②その法人の経営に従事していることの二点が要件です。

また、持株割合が一定割合以上かどうかは形式的な判定になりますが、法人の経営に従事しているかどうかは職務の実質的内容によって判定されます。
〈そのポイント〉

同族会社の場合、その

会社の持株でなく、商法等の役員でもない単なる使用人であっても会社の経営に従事している場合には、税法上役員とみなされる場合があります。

例えば、同族会社の社長（第一順位のグループに属する）の夫がその会社で使用人として勤務している実質的に経営に従事しているときは、その夫婦の持株割合が5%を超えると役員とみなされません。逆に5%を超えなければ役員とみなされません。

〔解説〕
(1) 同族会社の使用人のうち、次の要件のすべてを備えた者（いわゆる特定株主等）でその法人の経営に従事している者を行います。

① その会社が同族会社であることについての判断の基礎となった株主グループに所属していること。
② その所属する株主グループのその会社における持株割合が10%を超えていること。

③ その使用人（その配偶者及びこれらの者の持株割合が50%以上である会社を含む）のその会社における持株割合が5%を超えていること。

なお、同族会社では、その者の出資の状況からみて会社の経営を支配できるグループに属しており、かつ会社の経営に従事しているが、役員にならずに賞与が損金算入されないとか、臨時的な給与が認定された場合、役員賞与扱いになるとかいった税法上の不利益を避けるために、故意に役員に選任しない場合があります。税法ではそのよう

な者を役員とみなすというのがこの規定の趣旨であります。

(2) 経営に従事していることの意味

法人税法上、みなし役員は「経営に従事している」という実質的基準を要件としています。この実質的基準に該当するかどうかは事実認定の問題であり、一義的に定義することはできませんが、それぞれの具体的事例に即して判断せざるを得ないものです。一般的には、経営に従事しているとは、法人の主要な業務執行の意思決定に参画することをいい、具体的には次のような場合が該当します。

- ① 職制の決定
- ② 販売計画

- ③ 仕入計画
- ④ 製造計画
- ⑤ 人事計画
- ⑥ 資金計画
- ⑦ 設備計画 など

(3) 実務上の注意点
同族会社の使用人を役員と認定するためには、経営従事が絶対条件です。この場合の経営従事は、自ら経営に関する主要な決定権を有し、これを行使しているか、または、代表者等の指導、監督の下に業務に従事しているかが事実認定の分岐点となります。

納税者サイドからみれば「経営に従事していない」ことをどのように立証するかですが、社内における稟議書等や内部資料の作成により代表者の指示の下に業務が行われているかを立証できるような十分な平素からの配慮が特に必要と思われま

す。
(月森税理士)

平成九年度

納税功勞者表彰式



平成九年度納税功勞者表彰式が例年どおり今年も「税を知る週間」の最初の行事として十一月十一日、大田商工会館大ホールにて開催されました。

当日は、出雲総務事務所長、大田市長、仁摩、温泉津の町長方を始め、多数のご来賓と各種団体長の方々の御臨席のもと関係者総数九十名の出席をいただいで盛大に且つ厳粛に開催されました。

砂村総務課長の開会の辞に始まり、金田税務署長から竹原鐵太郎（株）たけはら社長）、松原功（まつばら写真館代表者）の両氏に税務署長表彰、続いて河原直泰（のがわや旅館代表者）小川良知（㈱小川商店社長）の両氏と団体として大田遼摩漁業青色申告会（会長和田初治）に税務署長感謝状が贈呈された。

引き続きさる十一月五日、広島リーガロイヤルホテルにおいて、「永年にわたり法人会の役員として、会員の指導育成及び税知識の普及に努めるとともに、会活動を通じて税務行政の円滑化と納税道義の高揚に尽くされた功績」により広島国税局長表彰を受章された松井義夫氏（㈱石東林業商會社長）の受章披露が行われました。

金田税務署長の式辞に

続いて、来賓の方々より心あたたまる御祝と御激励を賜った後、受賞者を代表して竹原鐵太郎氏より、「受彰の喜びと感謝の意を申し上げ、今後益々納税道義の高揚と税知識の普及に努めます」と力強く挨拶があつて閉会となり、その後受彰者、来賓と一緒に記念撮影が行なわれ、祝賀会へと会場を移しました。

広島国税局長表彰

大田市久手町
刺鹿二六五ノ二

松井 義夫氏 (62)



・(株)石見大田法人会副会長
・石見大田納貯連副会長
・久手町納貯組合長
・大田商工会議所副会頭

税務署長表彰

大田市大田町
大田イ六九八一八

竹原鐵太郎氏 (52)



・(株)石見大田法人会理事
・(事業部長)

大田市三瓶町
志学口九三二

松原 功氏 (72)



・三瓶青申会副会長
・大田遼摩青申会監事

税務署長感謝状

温泉津町温泉津口三〇

河原 直泰氏 (63)



温泉津町青申会会長

温泉津町温泉津口六五

小川 良知氏 (50)



・(株)石見大田法人会
青年部副会長

大田市五十猛町大浦
五十猛漁協内

大田瀬摩漁業

青色申告会(団体)



会長 和田 初治氏



納税功労者表彰式



祝賀会



会場を二階ホールに移して、受賞者を囲み、来賓、関係者が全員揃っての祝賀会が和やかに開かれました。金田税務署長の開宴の挨拶、温泉津安田町長の乾杯の音頭で祝宴が始まり、簡粗の中にも心あたたまる御馳走に、あちらこちらで乾杯の声が聞こえる祝宴でした。

週40時間労働制について

社会保険労務士 渡辺常弘

今年四月から一部の特例事業所を除き、「週四十時間労働制」に全面移行したものの、達成率は七割にとどまっていることが鳥根労働基準局の県内事業所を対象にした「労働時間制度アンケート」で分かりました。

労働基準法第三十二条第一項によれば、「使用者は、労働者に休憩時間を除き、一週間について四十時間を超えて労働させてはならない」と定義づけられています。

週四十時間労働制を実施するには、各事業場の業務の実態を踏まえ、計画的に労働時間の短縮を進めて行くことが重要です。

この週所定労働時間を短縮する方法としては、次のようなものがあります。

- ① 完全週休二日制による方法。
- ② 週のうち特定の日の所定労働時間を短縮する方法。
- ③ 各日の所定労働時間を短縮する方法。
- ④ 一ヶ月単位の変形労働時間制を採用する方法。
- ⑤ 一年単位の変形労働時間制を採用する方法。
- ⑥ フレックスタイム制を採用する方法。
- ⑦ 一週間単位の非定型的変形労働時間制を採用する方法。

「解説」

① 完全週休二日制による方法。

業務の性質上、事業場で一斉に休日をとることができない場合には、例えば班別あるいは個人ごと、休日カレンダーを作成することによって、各人が交代で週休二日制になるようにすることができます。

(就業規則例)
一斉休日の場合

第〇条	1日の所定労働時間は8時間とし、始業・終業の時刻及び休憩時間は次のとおりとする。 始業時刻 午前8時 終業時刻 午後5時 休憩時間 正午から午後1時まで
第△条	休日は次のとおりとする。 (1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日(日曜日と重なったときはその翌日)及び5月4日 (3) 年末年始(12月〇〇日～1月〇日) (4) 夏季休暇(8月〇〇日～〇〇日) 但し、(2)の休日が含まれる週の土曜日(当該土曜日が国民の祝日と重なった場合を除く)は出勤日とする。

一部の休日が交代制の場合

第〇条	1日の所定労働時間は8時間とし、始業・終業の時刻及び休憩時間は次のとおりとする。 始業時刻 午前8時 終業時刻 午後5時 休憩時間 正午から午後1時まで
第△条	休日は週休2日制とし、次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日 (3) 年末年始 4日間(12月下旬～1月上旬の間で日曜・祝日を除く) (4) 盆休暇 3日間(8月中旬で日曜を除く) (5) 上記以外の休日 前記(2)、(3)、(4)の休日が含まれない週について1日、各職場毎に労使で協議して前月〇日までに各人に月間勤務割表で示す日 2. 前記(3)、(4)の休日については年度始めに提示するものとする。

② 週のうち特定の日の所定労働時間を短縮する方法

この方法は、休日については週最低一日のままとし、特定の日の労働時間を短縮することで週所定労働時間を四十時間とする方法です。短縮する

日を交代制とすることも考えられます。

(就業規則例)

1	休日	■ ■ ■ ■
2	8:00	■ ■ ■ ■
3	8:00	■ ■ ■ ■
4	4:00	■ ■ ■ ■
5	8:00	■ ■ ■ ■
6	8:00	■ ■ ■ ■
7	4:00	■ ■ ■ ■

8時間×4日+4時間×2日=40時間

第〇条	1週間の所定労働時間は40時間とし、各勤務日の始業・終業の時刻及び休憩時間は次表のとおりとする。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>曜日</th> <th>始業時刻</th> <th>終業時刻</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月、火、木、金</td> <td>午前8時</td> <td>午後5時</td> <td>午後0時～午後1時</td> </tr> <tr> <td>水、土</td> <td>午前8時</td> <td>午後0時</td> <td>8時間労働の時間同上</td> </tr> </tbody> </table>	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	月、火、木、金	午前8時	午後5時	午後0時～午後1時	水、土	午前8時	午後0時	8時間労働の時間同上
曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間										
月、火、木、金	午前8時	午後5時	午後0時～午後1時										
水、土	午前8時	午後0時	8時間労働の時間同上										
第△条	ただし、月曜日から土曜日の何れかの日が休日の場合は、休日でない水、土曜日は8時間労働とし、終業時刻を午後5時とする。 休日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日 (3) 年末年始 4日間(12月下旬～1月上旬の間で日曜・祝日を除く) (4) 盆休暇 3日間(8月中旬で日曜を除く) 2. 前記(3)、(4)の休日については年度始めに提示するものとする。												

③各日の所定労働時間を短縮する方法。

この方法は、休日については週最低一日とし、週所定労働時間を四十時間とする方法です。

又、業務の性質上営業時間を長く設定することが必要な事業所は、例えば営業時間を午前八時から午後六時までとし、労働者を時差出勤させることによつて営業時間を長くすることも可能です。六時間四十分を超える勤務は、週四十時間を超えるため時間外労働となります。

1	休	日
2	■	6:40
3	■	6:40
4	■	6:40
5	■	6:40
6	■	6:40
7	■	6:40

6時間40分×6日=40時間

(就業規則例)

第〇条 1日の所定労働時間は6時間40分とし、始業・終業の時刻及び休憩時間は次のとおりとする。

	早出勤務	遅出勤務
始業時刻	午前8時00分	午前10時00分
終業時刻	午後4時00分	午後6時00分
休憩時間	正午から1時間と午後3時から20分間	
勤務番の交替は原則として1週間毎とし、交替日は毎月曜日とする。		

第△条

- 休日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
 - (3) 年末年始 4日間 (12月下旬～1月上旬の間で日曜・祝日を除く)
 - (4) 盆休暇 3日間 (8月中旬で日曜を除く)
2. 前記(3)、(4)の休日については年度始めに提示するものとする。

④一ヶ月単位の変形労働時間制を採用する方法
一ヶ月単位の変形労働時間制とは、一ヶ月以内の一定の期間を平均し、一週間の労働時間が週法定労働時間を超えない範

囲内において、1日及び一週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

一ヶ月単位の変形労働時間制を採用するには、就業規則その他これに準ずるものにより、変形期間を平均して一週間の労働時間が週法定労働時間以下となるよう、変形期間における各日、各週の労働時間を定めることが必要です。

月末が忙しい事業場では労働日の所定労働時間を日によって変更する方法や、隔週週休二日制で一日の所定労働時間を短縮し、一ヶ月単位の変形労働時間制を採用する方法等があります。

具体的な例で示しますと次のとおりです。
(ア)労働日の所定労働時間を日によって変更する場合(月末が忙しい場合)

- 第〇条 所定労働時間は、毎月1日を起算日とする一ヶ月単位の変形労働時間制とし、一ヶ月を平均して週40時間以内とする。
- 第〇条 各日の終業時刻及び休憩時間は次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----------------|----------|-----------------|
| 1日～24日まで | 就業時間 1日7時間 | 25日～月末まで | 就業時間 1日8時間30分 |
| | 始業時刻 午前9時 | | 始業時刻 午前9時 |
| | 終業時刻 午後5時 | | 終業時刻 午後6時30分 |
| | 休憩時間 正午から午後1時まで | | 休憩時間 正午から午後1時まで |
- 第〇条 休日は次のとおりとする。
1. 日曜日並びに毎月第1、第2土曜日
 2. 国民の祝祭日(祝日が日曜日と重複するときはよく月曜日)
 3. お盆及び年末年始休暇

(就業規則例)

平成〇年△月

日	月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

(18日×7時間+6日×8.5時間)÷(31日÷7日)
=39.97時間<40時間となります。

- 第〇条 毎年4月1日を起算日とする2週間単位の変形労働時間制を採用する。1日の労働時間は7時間15分とし、始業・終業の時刻及び休憩時間は次のとおりとする(以下略)。
- 第〇条 休日は、毎年4月1日を起算とする隔週週休二日制とし、以下の日を休日とする。
1. 日曜日
 2. 別に定める休日表により休日と定める土曜日
 3. その他会社が定める日

(就業規則例)

7	7	7	7	7	7	7	7	休	休
時	時	時	時	時	時	時	時	時	時
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

(5日×7時間15分+6日×7時間15分)
÷2週間
=39.88時間<40時間となります。

(イ)隔週週休二日制で一日の所定労働時間を短縮する場合。

⑤一年単位の変形労働時間制を採用する方法。

一年単位の変形労働時間制とは、労使協定により、一年以内の一定期間を平均し、一週間の労働時間が四十時間以下の範囲内において、一日及び一週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

一年単位の変形労働時間制を採用するには、

- (1) 労使協定により、対象となる労働者の範囲、変形期間を平均して一週間の労働時間が四十時間以下となること、対象期間における労働日と各労働日ごとの労働時間、有効期間を定めること。
- (2) この労使協定を所定の様式により所轄労働基準監督署に届け出ること。

製造業、建設業など年

間のうち、特定の月が忙しい事業場に導入すれば効果的です。

年間カレンダーにより一日の所定労働時間は変えずに、繁忙期に休日を少なく閑散期に休日を多くする方法です。

⑥フレックスタイム制を採用する方法。

フレックスタイム制とは、一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業および終業の時刻を選択して働くことにより労働者がその生活と業務の両立を図りながら、効率的に働くことを可能にする制度です。

フレックスタイム制を採用する場合には、
(1) 就業規則その他これに準ずるものにより、始業および終業の時刻を労働者の決定に委ねる旨を定めること。

(2) 労使協定により次の事項を協定することが必要です。

(ア) フレックスタイム制の対象となる労働者の範囲

(イ) 一ヶ月以内の清算期間
(ウ) 清算期間中の総労働時間

(エ) 標準となる一日の労働時間の長さ

(オ) 労働者が労働しなればならない時間帯（コアタイム）を定める場合

合には、その時間帯の開始および終了の時刻

(カ) 労働者がその選択により労働することができ

る時間帯（フレキシブルタイム）に制限を設ける場合には、その時間帯の開始および終了の時刻。

⑦ 一週間単位の非定型的変形労働時間制を採用する方法。

一週間単位の非定型的

変形労働時間制を採用するには、

(1) 対象事業は規模三十人未満の小売業、旅館、料理店の事業に限られること。

(2) この制度の採用については労使が協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出ること。

(3) 一週間の所定労働時間は四十二時間以内、一日の最高は十時間を限度とすること。

(4) (3)の時間を超えて労働させた場合には割増賃金を支払うこと。

(5) 一週間の各日の労働時間を、その週の始まる前（前週末）までに労働者に書面で通知すること。

(6) 緊急でやむを得ない事由が生じた場合には、すでに通知した労働時間を、変更しようとする日の前日までに書面により労働者に通知す

ること。

(7) 一週間の各日の労働時間を決めるに当たっては労働者の意向を聞きこれを尊重するように努めること。

が必要で

以上、週四十時間労働制について御説明しましたが、各事業場の業務の実態を踏まえ、早急に就業規則等の改定が必要と思えます。



石見銀山・根ほり葉ほり

灰吹ききの鉄鍋が出土

石村勝郎

鉄鍋発見

さきごろ、銀山の石見遺跡で灰吹精錬に使った鉄鍋が出土した。

鉄鍋は精錬の工程の、どの部分で使われたらうか。

灰吹きは大吹（大床）と灰吹（小床）の二つの行程にわけられる。

【大吹】木炭の粉を粘土にまぜて、塗り固めて大床をつくる。そこへ選鉱した銀鉱石に鉛を加え、炭火をのせて鞴で吹き立てると鉱石が溶けて、その上に緩（かす）が浮くので、何回も緩をはぎ取ると銀鉛が残る。これを水で冷やし氷状にする。

【灰吹き】小床の中央

に鉄鍋を置き灰と氷状の銀鉛を入れる。鞴で鉄鍋を吹き立てると、鉛がさきに溶けて灰にしみこみ、灰の上に銀が残る。

つまり鉄鍋は、仕上げの段階で役割りを果たしているわけで、この方法は金鉱でも利用されるようになった。

（なお、灰吹きに鉄鍋を使ったことを昭和六十年十月に、あるミニコミ紙に書いたところ、郷土史家のA氏が、鉄鍋を使ったなんてバカバカしいと冷笑していたと聞き、以後私は鉄鍋について触れないことにしていたが、今回の発見は、私の歴史考証に自信を深めさせた。）

この灰吹き精錬は天文二（一五三三）年八月、神屋寿貞が連れて来た、在家の僧侶慶寿により、銀山にもたらされた。慶寿は寿貞の「寿」の一字をもらうなど信頼されていて、朝鮮から技法を学んで帰国し、博多で試し吹きをして自信を深めていた。

灰吹き技術は、やがて各地へ伝播したが、不幸なことに銀の増産は、全国の動乱の引き金になり、人々を苦難に陥れた。

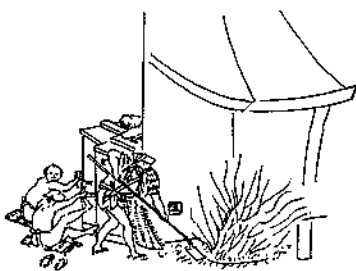
灰吹ききの伝播

生野（但馬）や佐渡では、石見からの灰吹ききの伝播を次のように伝える。生野銀山旧記は、

「天文十一年二月上旬、銀石初めて掘り出し、蛇間歩と号す。里人これを掘り出すと雖も、銀に成す事を知らず。然るところに石州の人來り、この石を求めて石州に於いて吹くところに大分銀あり、即わち、石州より銀掘り、下財、銀吹き（灰吹き）を語らい来て、御立山のうち、ところどころに間歩を開く」としてある。また「佐渡志」によれば、

「文祿四（一五九五）年五月、石見国の者、忠左衛門、忠次郎、忠兵衛の三人が来て、本口間歩を稼行するに及んで隆盛をきわめ、上大工町、中大工町、下大工町、四十物町、京町などが開け、鶴子千軒とその繁盛をうたわれた」と、石見銀山からやって来た山師や灰吹師によって、鶴子が栄えたことを書き残している。相川山（佐渡金銀山）は、このあと六年後に発見されることになる。天文の初めには、新し

い精錬法の導入で、石見銀山は第一期の繁栄時代に入り、戸数一万三千戸を数えたという。その大増産から考えると、鉄鍋（直径二十四寸）は小さい気がする。あるいは試し吹きに使ったのか。とすると、大増産をしのげないだろうか。地底から、その長釜がひょっこり出現するかもしれない。こんな連想をする、また冷笑されそう



鉄鍋を鞴で吹き立てる（筆者画）

例年、十一月十一日から十七日までの一週間は全国一斉に実施される「税を知る週間」。全国各地で様々な催しがされるなか、当石見大田法人会においても恒例のイベント事業「クイズおもしろ税ミナール」が税を知る週間の締めくくりとして十四日会館仁万屋において十六チーム、四十八名の選手により開催された。

納税意識の向上、納税知識の普及を目的として、又、遊び心を入れたクイズ形式により気軽に税を知っていただく為に、昭和六十二年に誕生した、「クイズおもしろ税ミナール」も今年は一周年を迎えることになりました。

今回も大田市内、邇摩郡の各職場あるいは団体から今年こそは「優勝」と出場されました。

又、応援団の皆さんも加わり、会場は試合開始前から、熱気にあふれていました。

クイズに先立ち、松井

第11回クイズ おもしろ税ミナール

税金博士に稗田由美子さん
大田商工会議所婦人会連続優勝を飾る

副会長の挨拶、続いて、竹原事業委員長の主旨説明、勝部事務局長のルール説明があり、いよいよゲームがスタートしました

た。

第一回より司会をされておる波多野司氏にマイクが渡されると一回戦の「島根建材公社」「大島屋商店」「中町商店会」



「コーラスきれんげ」(大田町婦人会)の対戦が始まりました。さすがに第一回戦第一試合、解答者の皆さんの表情は堅く見えるが、司会の優し

いアドバイスと会場の声援に励まされ、第一問は全員正解で会場内安堵。心温かく、厳しく時には甘い点数をお願いした審査員の皆様は、

石見大田税務署長

金田 安弘 氏

大田市税務課長

郷原 由士 氏

大田商工会議所会頭

奥野 昌平 氏

税理士会大田支部長

月森 豊 氏

第十代税金博士

高野 勝恵さん

ミス天領クイーン

寺戸 由紀さん

以上六名の方々と、記述問題での採点は、回答するより難しい審査であったようです。

今年も出場者の皆さんは、勉強の成果が出たのか……?三拓問題、記述問題ともに高得点者が続出、個人戦では、四名により優勝決定戦が行なわ



れ、三問目にやつと決着した。難問苦問の結果税金博士には、大田商工会議所婦人会チームから出場された、稗田由美子さんに決定しました。

さらに団体戦の部においても、三チームが同点で並び、これまた三チームによる決勝戦が行なわれた。個人戦、団体戦とも激戦の為、用意した問



題に不足が生じ、前日地区別ミニ税金フォーラムで使用した問題集を利用するハブニングがあり、会場は、応援席を初め、楽屋担当の職員も応援席に詰めかけ、まさに興奮のるつぼと化した。決勝戦はヒント無し、それでも四問目に決着し、商工会議所婦人会が、日本団体生命、島根中央信用金

庫チームをわずかの差でかわして連続優勝を勝ち取りました。

個人の部の成績

- 優勝 稗田由美子さん
 - 準優勝 夏野 艶子さん
 - 第三位 勝部 行雄さん
 - 第四位 樋原ひとみさん
 - 第五位 渡辺久美子さん
 - 〃 岡百 合子さん
 - 〃 杉本 直美さん
 - 〃 朝野 桂さん
 - 〃 郷原 淳治さん
 - 〃 池森 愛子さん
 - 〃 齊藤 寛さん
- 団体の部の成績
- 優勝 大田商工会議所 婦人会
 - 準優勝 日本団体生命
 - 第三位 島根中央信用金庫
 - 第四位 山陰合同銀行大田支店
 - 第五位 大田市役所
 - 第六位 島根建材公社
 - 第七位 ハローワーク
 - 第八位 コーラス「きれんげ」



- 第九位 中町商店会
- 第九位 大邑鉄筋工業
- 第十一位 ニコニコスタ
- 第十二位 本通り・橋南
- 第十二位 銀山農協税工
- 第十四位 三谷設計セー
- 第十五位 大島屋商店
- 第十六位 商工会議所青年部



「クイズおもしろミナール」も第十一回を迎えました。

たくさんの方々に参加されるこの「クイズおもしろミナール」は、税を知る週間行事の数ある中で、最もユニークな「催」となっております。これも偏に問題作成に尽力された、石見大田税務署、県税事務所、大田市役所の方々、また、裏方さんとして、忙しい仕事の中、協力していただいた商工会議所及び大田市役所の職員さん又、石見大田税務署の職員さんのご協力によるものであり深く敬意又感謝を申し上げます。

又、今年のプラカード



嬢のバレリーナ？の皆さん会場のムードをより一層盛り上げていただき厚くお礼申し上げます。そして甘く、優しいアドバイスと軽妙な話術で会場を盛り上げさせる名司会の波多野司さん、本当にご苦労様でした。

又、毎回副賞を提供していただいております酒造メーカーさんに対しても厚くお礼申し上げます。

来年は皆さんも参加してはいかがでしょうか。

税を知る週間行事

自11月11日～至11月17日

Ⅱ地区別ミニ税金フォーラムⅡ

「税を知る週間」の恒例行事である「地区別ミニ税金フォーラム」が東部、西部の両会場で開催された。

この行事は法人会員が税務署と親しく意見を交換し会える機会を作る目的でスタートして二十年になりました。

会員がより気軽に参加し易いクイズ形式を取り



入れ、企業の代表者だけでなく経理担当者、又、女性の参加も増え、和やかな雰囲気であった。東部会場

石原旅館

十一月十二日

石見大田税務署

金田署長

周藤統括官

池田上席調査官

税理士会

勝部税理士

柿田税理士

会員 三十四名

西部会場

ますや旅館

十一月十三日

石見大田税務署

金田署長

周藤統括官

池田上席調査官

税理士会

橘税理士

桃木税理士

会員 三十三名

開会に先立ち、和田会長より法人会活動への協力と納税意識の高揚を計ってほしいとの挨拶のあと、金田署長より今年は申告納税制度が始まって五十年目であり、「暮らしを支える税」をテーマに身近かな税の意義を理解してほしいとの挨拶を頂いた。続いて今年度の税制改正の要点についての説明があり、申告納税制度のスタートから五十年間の流れ「今昔物語」のビデオ上映。

本番の税金クイズに入り、日頃の税の知識がテストされた。税の一般常識から、実務問題等色々の質問に隣り同志で相談も、カンニングも自由で気楽なゲーム進行となった。

東部会場

優勝 竹下テル子氏



準優勝 大野 孝雄氏



三位 森山 チャ氏



西部会場

優勝 荊尾美和子氏



準優勝 森崎イフミ氏



三位 和田 清女氏



石見大田税務署人事異動

着任のごあいさつ



官 査 調 税 国 括 統
周 藤 実

去る七月の人事異動により着任しました周藤でございます。前任の山本同様よろしくお願いいたします。

会員の皆様には、平素から、税務行政に対し格別の御理解と御協力を賜っており、厚くお礼を申し上げます。

社団法人石見大田法人会は、昭和六十三年の社団化以来、会員の増強等の組織面、財政面の充実に努めるとともに、各種委員会や婦人部・青年部を中心とした事業活動を活発に実施され、魅力ある法人会作りに精励されて

いますことは、大変心強く感じますとともに、和田会長をはじめ役員、会員の皆様方のひたむきなご熱意と卓越した実行力に対し、心から敬意を表する次第であります。

私は、浅学非才の身ではありますが、金田署長の下、信頼される税務行政の確立に向けて努力して参る所存ですので、どうか会員の皆様方におかれましてもなお一層の御理解と御支援・御指導を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、社団法人石見大田法人会のみならずの御発展と会員皆様方のご繁栄と御健勝をお祈り致しまして着任のごあいさつとさせていただきます。

中国税理士会石見大田支部長

就任ご挨拶



豊 森

本年六月、税理士会石見大田支部定期総会において支部長に推薦され就任いたしました。

就任にあたり、その職責の重さを痛感いたしております。

皆様ご承知のとおり、戦後半世紀にわたり支えてきた我が国の経済、社会システムが、ここにきて行き詰まりをみせ、大きな転換期が急速に加速し、政治、経済、社会全体の各分野の新秩序の構築が求められている現状でございます。とくに、法人会としてと税理士会としても最大の関心をもち注視してお

りますことは、国会において今後審議される財政改革法案の行方でありま

す。主要先進国中いつのまにか財政状況は最悪の状態との事実、これを脱却するため、二〇〇三年度までに赤字国債発行をゼロにするなどの目標を掲げた上で、大蔵省として法人税改革法案を税制調査会に提示し来年度税制改革の焦点として、法人税率引下げ、これに伴う財源確保として、賞与

など引当金の廃止或いは赤字企業への課税の導入など今後の国会審議の動向が注目されるところであります。

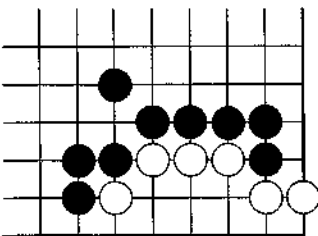
このような情勢を踏まえ法人会の皆様を始めその他納税協力諸団体と一層の相互協力をはかり信頼される税理士会支部運営に当たりたい所存でございます。石見大田法人会会員の皆様の一層のご理解ご協力を切にお願い申し上げます。この紙上を拝借し初心の一端を述べ就任ご挨拶とさせていただきます。

囲碁問題

隅の白を取って下さい。
攻めの急所は？

(解答30頁)

問題 黒先 白死



大田市の 商店街活性化のために

「商店街活性化」という難しいテーマを与えられました。その道の専門家でありませんか。雑観を述べることにしようかと思えます。

さらにまた論点が偏見に流れてお叱りを受ける場合もあることをあらかじめお断りしておきたいと思えます。

「活性化」ということばは、いろいろな機会を通じてよく耳にいたしますが、改めて辞書で確認いたしますと、「沈滞していた機能が活発に働くようになること」であると説明してあります。標題に置き換えてその意味するところ考えて見れば、昔は活発に商店街の

機能なり役割を果していたが、今は顧客はなれにあって停滞してしまつた、普通りとはいかなくとも何とか回復させ再機能化をはかりたいものだというところになるうかと思えます。

中小企業庁による商店街実態調査と日本商工会議所が実施したアンケート調査（昭和五十六年度から平成六年度にまたがる実施資料）によれば、繁栄していると答えた商店街は、昭和五十六年度では一・九％、平成二年度で八・五％と減少し、平成六年度の調査に至つては僅かに二・六％と激減しています。

そして、約九〇％の商店街が停滞及び衰退して

いると答えています。全国の商店街の厳しい現実が窺えますが、一体どのような原因が、停滞及び衰退を導いたのでしようか。

その原因の高順位から並べて、われわれのまち大田市の商店街にかかわる部分について私見を加えてみたいと思えます。



かつての賑わいのあった商店街

一位、商店街としての顧客吸引力や魅力のなさによる停滞

日本の経済力がまだ低い時代においては、商店街は個店の商業機能が充実しているだけで十分顧客のニーズを満し、コミユニティ（連帯感、帰属感）の場としての役割も果たし、にぎわいがありました。

しかし、やがて、経済力の向上にともなつて消費者の生活環境の改善が驚くほど進み、そのことによるニーズの多様化、多角化がすすむことになりました。

従来は、新鮮であるとか良質であるとか、品揃えが充分であるとかそこに焦点があつたが、商業空間、商店街に対するアメニティ（快適さ）を強く求めるように変化しました。



平日の商店街

さらに、日本の住宅やその中の生活空間が美しくなつたことに伴つて、旧態然の商店街のみづえに對して、個店の美しさは当然のこととして、商店街全体、街並み景観全体に對するビュートイ（美）の欲求が加つて参りました。

さらにまた、広い意味でのカルチャー（文化）を求めて、スポーツ施設、音楽や美術を鑑賞す

る施設などニーズが多様
に変わってきました。

こうした風潮に対応で
きない全国各地の商店街
は、その時流に遅れて消
費者から見放なされてい
ったのでしよう、魅力の
ない商店街として停滞を
余儀なくされてしまいま
した。

二位、駐車場不足によ る停滞

車社会になって久しい
が、なりゆき的に集積し
た商店街にとっては、家
屋密集地の中で駐車場を
求めることは、高額な資
金調達を含めて、困難で
あったと思われれます。

これに対し、計画的に
広い土地に出店した大型
店は、車社会に対する考
慮があり、有利であった
ことは間違いない。

大田市を事例としてみ
ても、なりゆき型の宿命
といえるものがあります。

三位、空き店舗による 停滞

空き店舗が生ずるには
色々な事情が考えられる
が、前述した二つの要件
でも発生するし、後述す
る後継者問題からでも起
りうることです。商店街
の一〇%が空き店舗にな
つたらその商店街の街区
の機能は停止するといわ
れるように、空き店舗
は、街区全体のイメージ
を暗くし、寂れた感じを
つくります。絵を展示し



空き店舗

たり、生花展をするこ
か、新しい個店を補充す
るとか、早急な手当てを
しなければ、生活者が求
めるビユーティの欲求に
対応できず見放されるこ
とになります。

四位、経営者層の高齡 化による停滞

後継者問題もしばらく
前からとりざたされた問
題である。商店街の衰退
は個店直結していますか
ら営業不振という形では
ねかえってきます。旧態
の営業方針や店舗では後
継者に対して意欲を喪失
する要因ともなります。

たとえ後継者がいても、
財布のひもをいつまでも
握っている経営者がいま
すが、これも究極は後継
者を失うことになると思
われます。

その結果、高齢経営者
ばかりが残った商店街
は、その活動さえうまく
ゆかず、生活者たちから



岐阜県高山市 高山本町会商店街

見放されてしまうことに
なるでしょう。

五位、大型店との競合 による停滞

しばらくまえから大型
店の全国展開が始つてお
り、地方の地域商店街を
おびやかしています。そ
うした状況の中で大型店
を商店街の核として上手
に共存をはかっている商
店街もあります。

問題は郊外型大型店の
進出に遭遇したときの影
響ですが、地域によって

は郊外型大型店との綱引
きによって顧客を奪われ
苦戦を余儀なくされた商
店街も少なくありません。

大田市の場合、現在の
ところ、大手資本による
大型店の進出は実現して
いません。しかし二度に
わたる大型店進出の危機
を経験しています。

生活者のニーズとのほ
ざまの中で、また各界各
層の理解と協力のもと、
何とかクリアして参りま
したが、将来にわたつて
この問題が再来するか判
りません。そうした予測
をもつて商店街は、現況
の改善をし、地域の生活
者の皆さんに日頃から真
摯な姿勢を示しておかな
ければいけないと思いま
す。

六位、顧客の流出によ る停滞

顧客の流出は、その地
域の商店街に対する魅力



春の彼岸市

の低下のために起る現象です。生活者の価値観の変化によって生ずるニーズに対応していないから客ばなれ現象が起るわけで、商店街に対する黄信号です。個店意識、自我から脱却し、商店街という商業集積の中の個店として顧客にどのように対応すればよいか、商店街が一体となって考え、実行に移すことが大切です。

中小企業団体中央会の

マニエアルから引用すると、商店街の停滞及び衰退の原因は、①理解せず、②反省せず、③本音を言わず、④協力せず、⑤先頭に立たず、⑥焦らず、⑦他人を誉めず、⑧自分は決して損をせず、⑨感謝せず、が商店街の現凶と指摘しています。

従来型の商店街が、今後、生残りをかけていくためには、個は個で大切であります。集の中の個、つまり連帯感とか、共同意識とか、さらには運命共同体といったところまでの広い心を持たねばならない時代となってきたことを銘記していただきたいと思えます。

七位、中核となる店が

ないための停滞

地域の中で、地区間競争、個店間競争だけに目をむけていると、もぐらたたきゲームの如く、核をつくることは出来ませ

ん。あらかじめ計画をつくり戦略上の核をつくる必要があります。先述したように、連携のない個が集っただけの商店街は、鳥合の商店街です。

反省をして、本音をもって、協力を集めて、自らがその先頭に立つという決意を持ってやれば、中核店をつくる土壌は出来るはずです。

八位、店舗規模が過少であるための停滞



休日の商店街

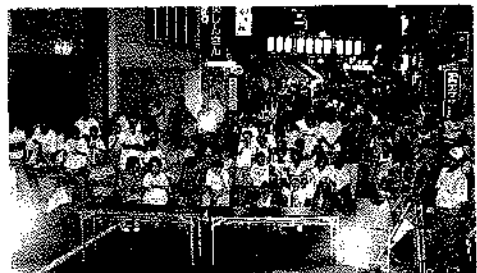
九位、業種間構成に問題があるための停滞

十位、店舗の老朽化、陳腐化による停滞

八位から十位までの問題は、それぞれに個店としての事情があるためにここで論ずることはさげたいと思えます。

この問題は、商店街を活性化するために、商店街の目標及び計画づくりが出来た段階で改善されると思われます。

以上旧来の商店街つまり、業種業態においても構成配置や坪数においても各個店が、言わば好き勝手に創業し、営業し、継続している商店街の、停滞の要因及び実態について話をすすめてきましたが、耳障なことばかりだったと思えます。テーマ自体が多面的ですか



隆慶さん

ら、その一面を申し述べたということになろうかと思えます。そして最初に申しましたように、雑感として終わつたように思いますが、商店街の皆さんのさらなるご健闘を期待するところです。

参考資料

平成八年度改訂版

「商店街活性化の実践ガイドブック」

平成八年度版

「統計おおだ」

非違事例

最近の法人税調査事例から

法人税関係

【売上除外の事例】

サービス業を営むA法人は、自社名義の預金に入金した売上の一部を経理処理しない方法で除外するほか、現金集金分の売上を無作為に除外していた。

なお、除外資金は代表者が個人的に費消するほか、代表者からの借入金に仮装して会社に戻し入っていた。

ごまかしていた所得金額は約一億四千九百万円で、重加算税を含め法人税約七千七百万円を追徴した。

【架空外注の計上事例】

建設業を営むB法人は、実在しない個人名義を使用して架空の外注費を計上していた。

除外資金は、役員が普通預金で管理し、薄外の交際費に充てるほか代表者が個人的に費消していた。

ごまかしていた所得金額は約一億七千五百万円で、重加算税を含め法人税約九千七百万円を追徴した。

【架空仕人の計上事例】

パチンコ業を営むC法人は、日々の仕人伝票を書き替える方法で架空仕

人を計上していた。

なお、除外資金は、代表者等役員が個人的に費消していた。

ごまかしていた所得金額は約三億六百万円で、重加算税を含め法人税約三千五百万円を追徴した。

【架空人件費計上事例】

建設業を営むD法人は、虚偽の支給明細書を作成して架空人件費を計上していたほか、裏契約を結び工事収入を除外していた。

除外資金は、代表者が個人的に費消していたほか、薄外の交際費等に充てていた。

ごまかしていた所得金額

額は約一億九百万円で、重加算税を含め法人税約五千四百万円を追徴した。

【個人的経費の付け込みをしていた事例】

建設業を営むE法人は、請求内容を改ざんすることにより、代表者の個人的な経費を会社の経費に仮装して計上するほか、架空の材料費を計上し代表者が取得していた。

ごまかしていた所得金額は約七千百万円で、重加算税を含め法人税約三千六百万円を追徴した。

源泉所得税関係

① サービス業を営むF社は、売上の一部を除外し除外資金から給与を支給していたが、その際に源泉徴収を行っていないかった。

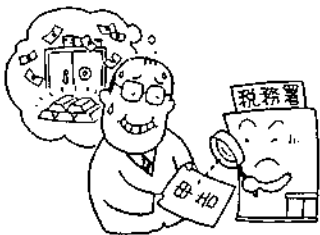
課税を免れていた金額

約三千九百万円について重加算税を含め源泉所得税約一千四百万円を追徴した。

② 保育園を運営するG社会福祉法人は、定員外で受け入れた園児にかかる保育料収入を除外していた。

なお、除外資金は、理事長が個人的に費消していたほか、理事長の個人預金としていた。

課税を免れていた金額は約三千八百万円で、重加算税を含め源泉所得税約一千四百万円を追徴した。



企業訪問

業界で全国シェア 二位と健闘する石州瓦

石州セラミカ協業組合



代表理事 岩橋 清

資本金 一億九千万円
年商 五十億円
従業員 五十名

広字苑によると、瓦とは「粘土を一定の形に固めて焼いたもの」となっており、セメントや石綿等を原料としたものは、厳密には瓦とはいえないようです。

瓦（粘土瓦）の歴史はとても古く、日本に伝わったのは、今を去ることおよそ約一、四〇〇年前、飛鳥時代に百濟から四人の瓦師、（窯を造る人、形を造る人、焼く人、瓦を葺く人）が渡来し、瓦の製造を始めました。

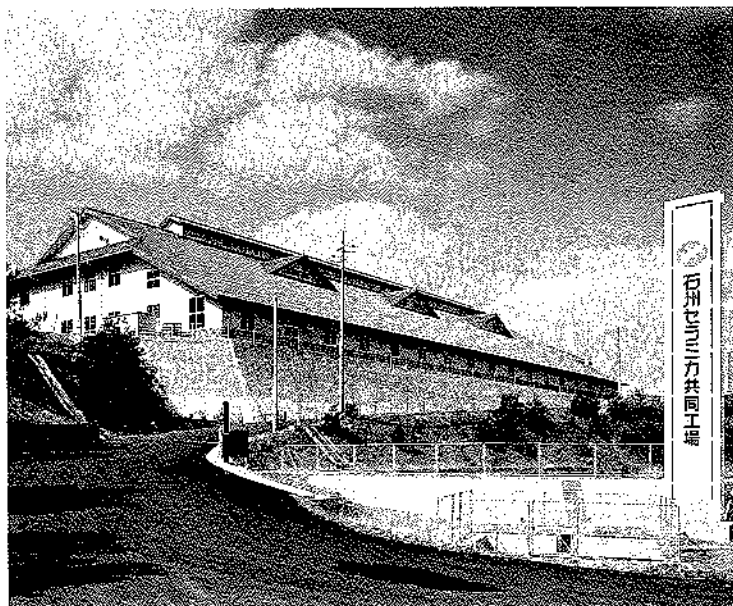
当時は、寺院、宮殿などの公共建築だけに使われていましたが、その後技術的にも工夫され、桃山時代には城郭建築にはなくてはならないものになりました。現在の様な日本独自のデザインのものが出来たのは、江戸中期に棧瓦が発明されてからになります。

石州瓦の歴史を見ますと、浜田城築城（元和五年）の時、御用瓦として焼かせたのが始まりです。瓦は、一般民家には

使用禁止されていましたが、八代将軍吉宗の時代に、江戸の大火を救うのは「瓦」ということで、使用解禁されました。当時浜田藩は、諸事節約をもって瓦葺きを禁止していましたが、寺や宮の屋根に瓦を使いたい、そして、町中で火災の危険があるから瓦葺きを許して欲しいとの嘆願書が出され、瓦製造が徐々に始まってきました。明治に入ってから、商家でも使用され、来待釉が使われだしてから、石州瓦は「水瓶」と共に西日本一帯に「赤かわら」の代名詞で呼ばれる様になりました。そして、戦後瓦の世界にも機械化と技術革新の波が押し寄せ、だるま窯、登り窯の手作業の時代から、フルオートメーションのトンネル窯時代、装置産業化した大量生産時代を迎えることに

なりました。

瓦（粘土瓦）は大別して、陶器瓦といぶし瓦に二分されます。そして、以前は鳥根県でもいぶし瓦を生産しておりましたが、現在では採算に合わず造られていませんの



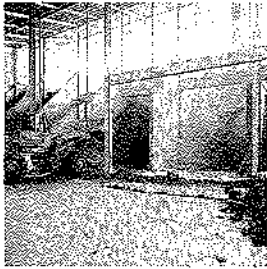
役瓦の共同工場

で、石州瓦は全て陶器瓦ということになります。全国でどれだけ瓦が生産販売されているかと申しますと、陶器瓦が約一億枚、いぶし瓦が約五億枚、合計約十六億枚となっております。

陶器瓦の産地はどこかと申しますと、良質な粘土があるところに産地があり、三州瓦（愛知県）石州瓦（鳥根県）、淡路瓦（兵庫県）が三大産地で、全国シェアは三州瓦五十二％、石州瓦二十四％、淡路瓦四％。この三産地で八十％を占め、残りは全国各地に散在しております。



施釉



原土処理

石州瓦は、全国二位のシェアを誇り、販売地域は西日本一円、九州、四国と広範囲に亘っております。

瓦の品質は産地によりそれぞれ異なります。それは、瓦の原料の粘土にあります。耐火度の高い粘土を原料とする石州瓦は、一、二〇〇℃、一、二五〇℃で焼き上げます。



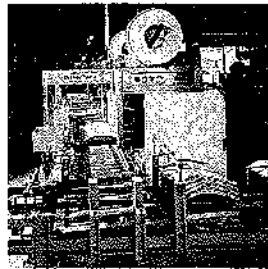
焼成



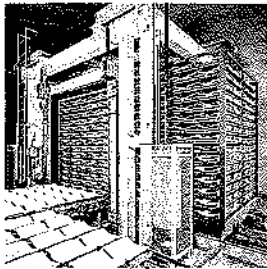
プレス成形

三州瓦は、石州瓦より焼成温度が低く、一、〇五〇℃、一、一〇〇℃、淡路瓦は更に低温で九〇〇℃、一、〇〇〇℃で焼成します。この焼成温度の差が品質の差となって現れます。

瓦は、高温で焼けば焼く程焼き締まります。高温で焼いた石州瓦は、強度が大で磁器の様に固



結束



平干乾燥

く又、水をはじきます。屋根材としては、水を吸わないことが第一条件ですが、吸水率で石州瓦三〇～五％、三州瓦六〇～八〇％、淡路瓦十％以上となっております。如何に石州瓦が他産地の瓦より優れているか、お判り戴けると思います。更に高温で焼く釉薬の違いから、石州瓦は他産地の瓦に比し、変色致しません。従って、いつまでも美しい光沢を保ち続けます。この様な、品質の違いから業界及市場で石州瓦、三州瓦、淡路瓦の順で評価される様になりました。

石州瓦を生産する工場は、東は大田市水上町から、西は益田市まで広い地域に二十五企業があり、全企業が石州瓦工業組合に加入しています。大田市水上町には、瓦工場五企業があります。が、水上瓦は石州瓦の中

でも特に高品質で、昔から多くの水上瓦ファンを持ち、業界で最も高く位置づけられています。

昭和六十二年四月に、水上地区の瓦製造業者四社、昭和陶業(株)、石州水上産業(株)、吉永窯業(株)、水上窯業(株)が集まって石州セラミカ協業組合を設立し、今年で十年を経過しました。

組合設立を検討し始めた、昭和五十年代後半の頃は、新設住宅着工戸数が百十万户、百二十万户（平成八年度百六十五万户）と低迷しており、又若者志向で住宅が洋風化し、瓦の色も従来の赤、黒、銀の三色から色々な色が要求される様になりました。この様な多様化したニーズにそれぞれの工場が対応することは到底困難な状況となり、四社で組合を作って洋瓦を造る工場、和瓦を造る工

場、品種別、色別にそれぞれ分担を決め分業することとし、出来た商品を石州セラミカ協業組合で一括買入れ、セラミカブランドで販売することになりました。

組合を設立する時に先ず考えましたが、ネーミングです。従来の手法からすれば、石州水上瓦販売協業組合となりますが、これでは如何にも古くさく旧態然としており、斬新さがありません。そこで当時としては、県内どこも行っていないかったC・I（コーボレート・アイデンティティー）に取り組み、業界の暗いイメージを一新しようと思いました。素人には出来ませんので、大阪のC・Iセンターに依頼し、数百もあった候補の中から厳選し、石州セラミカ協業組合という名称に決定しました。

セラミカというのは、イタリー語で英語でいうセラミックス（窯業、焼物）の意味です。イタリー語は日本語と同じく、母音で終わるので（英語のセラミックスは子音で終わる）発音がし易く又、瓦は焼物ですので業態を表しています。石州瓦は石州という産地を強調して売るので、産地を表す石州という文字は外せず頭につけて、石州セラミカ協業組合としました。ネーミング以外にも色はセラミカ独自のセラミカブルー、書体、ユニホーム、看板、封筒、自動車の帯塗装等々全て一目でセラミカと判る様統一しました。

この様に明るいまうどに一新し、組合を発足させました。発足当時はパブルの最盛期に当たり、四社による寄り合い所帯の混乱もなんとか切り抜

け順調にスタートしました。そして、今日までの十年間様々なことが起こり瓦の販売に大きく影響を及ぼしました。昭和六十三年の消費税3%アップ、平成二年の湾岸戦争の勃発、平成三年の十九号台風、平成六年の阪神大震災、平成九年の消費税5%アップ等々。特に台風十九号、阪神大震災後は、台風でも飛ばない瓦、地震でも落ちない瓦が要求される様になり、従来の瓦に耐風、耐震の防災機能を持たせることが必要となつて来ました。

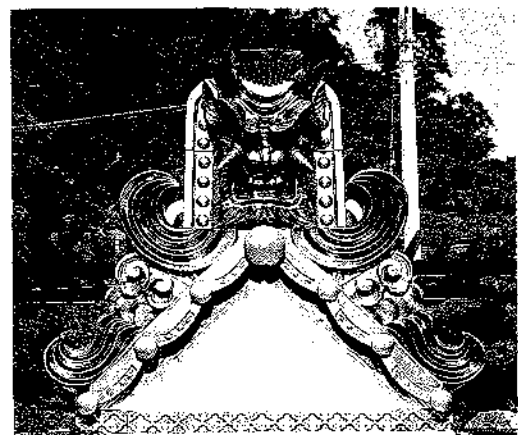
セラミカでは、この様な災害が起こる十年も前から防災瓦の開発を進めておりましたが、昨年九月に業界では始めてこの防災瓦に特許が下りました。八十米の台風でも飛ばない、地震にも強い「特許防災瓦セフティー

ルーフ」としてご好評戴いております。

セラミカでは、本年初め、事務所に隣接して最新鋭の設備を備えた役瓦の共同工場を建設致しました。

普通、工場の屋根はスレートと決まっておりますが、この工場の

屋根は自社製のいぶし色の瓦を十三万枚使用し、外観は瓦工場とは思えない、何かの資料館の様な建物になっております。工場の前の仁摩瑞穂線も拡張され近くにはボケツトパーク「梅と瓦の広場」「瓦創造の広場」等があり、あたかも周辺一帯が公園の様になりました。工場見学がてら、是非お越し下さいます様お



梅と瓦の広場

待ちしております。

我々瓦業界も消費税アップの反動、不況の影響をまともに受け、本年度以降大変厳しい状況が予想されますが、鳥根県の重要な地場産業としての誇りをもつて地域社会の発展に少しでも貢献出来ればと願っております。終わりに際しまして、今後とも皆様のご指導ご鞭撻を賜ります様心より御願ひ申し上げます。

質問帖

【質問】

当社では、先般の株主総会において総務部長が取締役に選任され、引き続き使用人兼務役員（取締役総務部長）として勤務することとなりました。

ところで、この者に対して、使用人としての在職期間に見合う退職給与を支給し、損金として処理しようと考えています。が、差し支えないでしょうか。

なお、社内には、勤務実態に変わりはないのであるから、役員に対する臨時的給与（賞与）となり、損金の額に算入されないとの考えがあります。

【解答】

使用人に対する退職給与として取り扱われますので、現実にその支給をした日の属する事業年度の損金の額に算入して差し支えありません。

【解説】

法人の使用人が役員に昇格した場合には、たとえその法人に引き続き勤務しているとしても、法人とその者との法律上の身分関係は雇用関係から委任関係に変更されたこととなりますので、使用人として一度退職し、改めて役員に就任したことになります。

そこで、法人が、使用人から役員に昇格したことに伴い退職給与規定に定めるところに基づき、使用人であった期間に対応する退職給与を支給した場合には、その支給した金額は、退職給与としてその支給をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。ものとされています。

この場合は、使用人から役員となった時に退職給与を支給したこととして未払金に計上することは認められませんので、注意が必要です。

ところで、ご質問の趣旨は、使用人が使用人兼務役員となった場合に、その使用人であった期間に係る退職金を計算して、これを打切支給することができるかどうかというところにあると思いますが、税務上は、使用人兼務役員であっても役員は役員であって、使用人が役員に昇格したことには変わりありません。したがって、貴社の場合、退職給与規定の定めるところに従って、その使用人であった期間に対応する退職給与を算定し、現実にこれを支給した場合には、その支給した日の属する事業年度の損金として差し支えないこととなります。

なお、役員昇格時点

は退職給与を支給しないこととしていた法人が、その後退職給与規定を新たに制定し又は改正して、使用人であった期間に係る退職給与を支給することとした場合には、次の要件のすべてを満たすものに限り、その支給した金額は退職給与として取り扱うことができます。

- ① その制定又は改正の時点で既に使用人から役員に昇格していた者の全員に支給すること
- ② 過去において、これらの者に使用人分の退職給与を支給したことがないこと
- ③ 支給した退職給与の額が、その役員が役員に昇格する直前に受けていた給与の額を基礎とし、その後のベースアップの状況等を考慮して計算されるその退職給与の額として相当であること

(橋 税理士)

税のこぼれ話

Ⅱ大石内蔵助と大蔵省Ⅱ

「忠臣蔵」の立役者といえ、何といっても大石内蔵助ですが、この人の名は、息子の主税（ちから）ともども今日の大蔵省と関係があります。

内蔵は古代、「うちくら」といい、齋蔵（いみくら）、大蔵と並んで大和朝廷の神物・官物を納める蔵でした。その後、令制で大蔵は省となり、内蔵は内務省の主計、主税は民部省の下部機関の寮に。これによりに内蔵寮は、官中用の財宝、金銀、貢献物や天皇、皇后の装束を納める倉庫となりました。

今日、内蔵の名はなくなりましたが、大蔵と主計、主税の名は残されています。

地域社会貢献運動

「法人会の森に植樹」

全国法人会連合会が提唱する地域社会貢献運動の一環として、石見大田法人会は「税を知る週間」がスタートした去る十一月十一日、県道仁摩瑞穂線大森バイパス沿いのポケットパーク「梅と瓦の広場」に十本の梅の木を植栽しました。



植栽により、より一層「梅と瓦の広場」の名前にふさわしい広場になりました。

植樹式には、金田安弘石見大田税務署長を初めとし、数有るポケットパークの中で最も大きな場所を提供していただいた斉藤孝雄島根県大田土木建築事務所長をお招きし、和田会長、竹原事業委員長ら会員と青年部会員約二十名が出席して「くわ入れ」をしました。

わ入れ」前に斉藤大田土木建築事務所長に御土産としてお渡しした時には、この上ない喜び様でした。植栽後は、全員で草取りをしました。半年ぶりの草取りとあって、梅の木同様、雑草も元気よく伸びており、皆額に汗をかきながら約一時間の清掃作業を終えました。また、半年後に草取りと梅の実の収穫をします。梅の実は今年以上の梅が、きつと今年以上の梅の実の収穫がある事を皆期待して広場を後にしました。



第11回 福岡大会

法人会

全国青年の集い

第十一回法人会全国青年の集い福岡大会が、去る十一月七日、福岡市の、シーホークホテル&リゾートにおいて開催されました。

当日は、青年部より九名の会員が参加をしており、大会式典、記念講演会、部会長サミット、分科会に参加をしています。

分科会では、元・松下政経塾副塾長の上甲 晃氏が「今、若き経営者に求められるもの」と題して、これから期待されるベンチャービジネス、ニュービジネスの出現と成長の根底には、人材(財)に勝るものはない。今、

一度その原点に立ち戻り若き経営者に今、何が求められているのか、数多くの示唆をいただきました。



第25回
会員親睦ゴルフ大会

城氏優勝を逃がす

(アメリカンクラブファミリー山陰支社長)

松尾弘道氏 連続優勝

秋たけなわのさる十月十八日、出雲大社カントリークラブにおいて、多くの会員参加のもと第二十五回親睦ゴルフ大会が開催されました。



肌寒いながらも、風の無い絶好のコンディションに恵まれ、松井副会長による開会の挨拶があり波多野司幹事の競技説明もそこそこに皆さん勇躍として、ティーグラウンドに向かいました。法人会コンペは恒例として、スタートホールでドライブコンテストと、ドライブ短距離コンテストを実施するので、通常の協議会にくらべると、第一打を振るのにより重圧を感じると言われていますが、今回はいつもより

りOBの出る人や、飛距離の出ない人が多く何やら波乱を予想させるスタートとなりました。

やがて午前のハーフが終り、食事をしながらの休憩時は各テーブルで、ゴルフの話や仕事の話などにぎやかに懇親がはかれ、いつもながらの愉快に楽しい一時でした。

さて、悲喜こもごものプレーを終わって成績をまとめてみると、初めての参加であるアメリカンファミリーの城 憲成山陰支社長がグロスハンドネット六十九のベストスコアで優勝かと思いきや、残念ながら初参加の優勝はできないという法人会のルールのため、幻の優勝に終り準備勝ということになりました。

そのため勝利の女神が微笑んだ人は、同ネットのスコアーならば年長者を上位とするこれまた法



表彰式

人会ルールで勝ち上がった(南)松尾ハウス工業の松尾弘道氏となる波乱にとんだ大会でした。松尾氏の優勝は今春に続いての連続優勝であり、二十五回の法人会コンペでは初めての快挙です。

幻の優勝者



優 勝 者
 松尾弘道
 城 憲成
 三位 大畑 実成
 四位 原 義則
 五位 波多野 司
 B G 賞 波多野 司
 B G 賞 奥野 昌平
 当日賞 勝部 哲男

優 勝 者



成績

天領の秘話 ③〇

大音寺の妙見さん

石村勝郎

大田市大森町駒足に、お堂だけが残っている大音寺というお寺がある。そこには妙見大菩薩がまつられている。

むかし、同町銀山の極楽寺(浄土宗)住職、和田隆定師(故人)に「大音寺の妙見さんを見てほしい」と誘われたことがあつた。さっそく出かけて尊像を拝したところ、高さ二十五疋余り、片手に蛇をつかみ、片手に宝剣を持つ、神秘的な雰囲気の漂う菩薩の木彫彩色の立像だった。

妙見さんをまつる

石見銀山は、周防の戦国大名、大内弘幸が北斗妙見大菩薩の導きで、

延慶一(一二三〇九)年に発見したと、伝説は物語っているが、石見銀山を世に出した最初の鉾山神なのに、大森にはいま、どこにも妙見さんをまつっている神社や寺院が見当たらないところから、これは唯一の妙見さんだと、私はとてもロマンな感激に満たされた。

妙見さんは第五世の縁登了水という人が、江戸時代の初めの、宝永年間(一七〇四―一七一一)に安置したもので、了水さんの書いた、木版刷りの畧縁起を判読してみると、次のような、ふしぎな因縁が語られている。

ふしぎな因縁
了水はある年、浄土宗の本山、信州の善光寺参詣を思い立ち、念願を果たしたのち江戸見物を行い、さらに相模国の江の島弁才天を拝しようと旅を続けた。

腰越というところで日が暮れて、どこかで泊ろうとしたが、海岸の集落でどこにも宿屋が見当たらず、人影も無く困っていたところ、たまたま遊んでいた子どもに教えられて、老人がたった一人でくらししている家を訪ね、一夜の宿を過すことになった。

(なお腰越というところは、いまの鎌倉市の一部で、七里ヶ浜の西側に続く集落である)

「泊めて下さい」といって訪れたのが、僧侶と知って喜んだ老人が、その夜、

「毎晩のように奇妙な

夢を見ますが、私にはどうしてよいか分らず、ちよと僧職の方が来られたのは、夢の引き合わせに違いありません」といふ。それによると、白装束の気高い人が夢にあらわれ

「自分は長い間、お前の家にいるが、まつてくれる者がいない、お前が私の神体を見つけ出し、私が願うようにしてくれば、お前を守護してやる。近頃人々を困らせている疱瘡の悩みも、速やかに除いてやる、私は妙見大菩薩である」と告げられるという。

老人は溜息をつきながら「悲しいことに私は貧乏で、妙見さんをお祭りする力がありません。今夜こうしてあなたが来られたことは、妙見さんの引き合わせに違いありません。お世話して下さい」

という。そこで了水は、老人と一緒に家の方々を探したところ、ほこりにまみれた、古い尊像が、ごちやごちやした棚の間にはさまっているのが見つかった。了水は老人の頼みに、ふしぎなめぐりあわせを感じながら、妙見を捧持して銀山に帰り、大音寺に安置した。

妙見さんとは

妙見さんは、北辰妙見菩薩ともいい、奈良時代に中国から入ってきた信仰で、北極星を神格化したもので、災いを除き、人々に福寿を与え、豊作の神さまでもあり、商業繁盛の神様でもある。また芸能の神さまとしても広く信仰されていた。平安時代に書かれた「梁塵秘抄」には妙見神について

北の空にぞおはします衆生願いを満てむとて空に

は星とぞ見えたまう

などと歌われている。

鎌倉時代以降になると、

鉾山の神として虚空蔵菩薩

と共々、大名や鉾山師

から熱い信仰をうけるよ

うになる。

大音寺の流転

大音寺は、銀山の極楽

寺の三世、良随上人の発

願で、同寺の末寺として

慶長五（一六〇〇）年八

月開かれたお寺である。

大森では寛政十二（一

八〇〇）年三月二十四日

九ツ刻過ぎ（正午過ぎ

ぎ）、駒足の油屋友七方

から出火、三百十五戸を

焼く大火があつて、寺院

では榮泉寺、観音寺、教

信寺、石上庵を焼失した

が、このとき大音寺も類

焼した。

猛炎の中で奇跡的に妙

見菩薩像と木版刷りの縁

記書は助かったが大音寺

には再建する力がなく、

文化三（一八〇六）年

に、奇跡の妙見さんを納

める小さなお堂だけが、

六世の苦心住職によりや

つと再建された。

恐らく、猛火の中を助

かつた妙見さんの神秘力

に心をうたれた皆心住職

が、せめてお堂だけでも

と考へて建設したのでら

う。

さまざまなロマンを秘

めた大音寺のお堂は、い

まは参拝する人影もな

く、ひっそりと静まりか

えている。

鉾山神が語る文化史

縁記書の末尾には、

恭しくも、この尊神

は、天にましましては人

の生死を司り、地に明を

たれ給ひいては仏法守護

の尊神なり。この尊神を

深く深く信ずる事は、横

死横病などの重き悩み

を、まぬかるる事、更に

疑いなしという。

と書かれている。

さきにふれたように、

銀山は周防国吉敷郡大内

村の氷上山。興隆寺（真

言宗）の僧が、妙見大菩

薩のお告げだといつて、

大内弘幸に石見銀山に眠

る銀鉾を知らせたのがド

ラマの始まりだったが、

大内氏は永享年間（一二

二九一―一四四〇）になる

と、その鉾山信仰は

金屋子信仰に変わり、美

濃郡から佐野売山神社を

勧請している。

邑智郡川本の、小笠原

氏は、これとは対照的に

虚空蔵菩薩を信じ、同郡

川越の甘南備寺（真言

宗）を、銀山の祈願道場

にしている。

江戸時代に入ると、

釜屋間歩を拓いて、銀山

に空前の大繁栄をもたら

した安原博兵衛は、銀山

の清水寺の十一面観世音

菩薩を信心することによ

つて、富鉾帯にあたるこ

とが出来たとして、さら

に信心を深めている。

妙見信仰から、虚空蔵

信仰へ、そして金屋子信

仰、十一面観世音菩薩信

仰へ、銀山の精神文化史

のあとを辿ってみるのも

面白い。

そして、それぞれが今

も遺跡をとどめており、

その意味で忘れられたよ

うな存在になつている大

音寺を、銀山の信仰史跡

として見直し、ささやか

でもよいからお祭りを営

むことにより、大森によ

いことがもたらされるか

もしれない。

結び

幕末のころ、江戸の神

田お玉ヶ池で道場を開い

ていた、剣士、千葉周作

は北斗妙見菩薩に祈願を

こめ、剣の極意をきわめ

たところから、自分の流

儀を北辰一刀流と名づけ

たのはよく知られている

。また旧制の一高の寮

歌に

春らんまんの花の色：

自治の光りほとこやみの

国をも照らす北斗星

とあるのも、かつての若

者たちの北斗星によせる

あこがれが含まれてい

て、美しい。

銀山は、人々の欲望の

争奪にさらされたが、大

音寺にぬかずいている

と、さわやかな、北辰星

信仰の原点が蘇つてく



まつるをさんお
大音寺を
妙見さんお

わが社のホープ

- ① どんな動機で入社されましたか。
- ② あなたが地元で期待する事があれば。
- ③ あなたが最近一番よかったことはどんなことですか。
- ④ あなたの趣味は何ですか。
- ⑤ 好きなスポーツはありますか。
- ⑥ あなたのPRをどうぞ。
- ⑦ あなたの会社のPRをどうぞ。

(株)青木組

和田 誠



- ① 地元就職したかったから
- ② 大きなデパートがほしい
- ③ 車のスピーカーを買ったこと

- ④ 旅行
- ⑤ 野球
- ⑥ すべてがサイコー
- ⑦ 家を建てる方は、青木組へどうぞ

大田生コンクリート(株)

細貝 隆 志



- ① 地元就職を希望していたので、この会社に決めました。
- ② 人々が住みやすい、働きやすい環境整備をしてほしいと思います。
- ③ 社会人になり、色々な人と出会えた事です。
- ④ スキー、ギター、カラオケ、自動車など
- ⑤ ソフトテニス、バドミントン、スキー
- ⑥ 自分の事は、自分では言えませんが、誰からも好かれる人間になりたいです。

- ⑦ これからも、良い品質の生コンをお客様にお届けできるように頑張りますのでよろしくお願ひします。

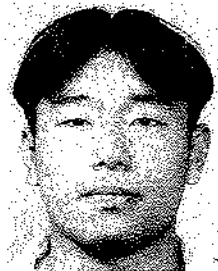
大國造園土木(株)

品川 潤 規



- ① 社員が少なく、自分の力を発揮できるところから
- ② 特に手をつける必要はないと思う
- ③ 特になし
- ④ 今はいそがしくて出来ませんがなんでもする方です。
- ⑤ サッカー
- ⑥ なまけものですが根性だけは一人前

中村ブレイス株式会社
那 須 誠



- ⑦ 社員が少ないですが、皆さんがんばり屋さんです。

- ① 人のためになる仕事をしたかったから
- ② 誰でも住みやすく、便利な町づくり
- ③ 両脚切断のモンゴルの少年が、再び歩き、馬に乗れたこと
- ④ アウトドア
- ⑤ 野球
- ⑥ 元氣な事
- ⑦ 常に新しい事に挑戦し、多くの人に喜んでいただける製品をつくりまします。

W で安心

人生の支えになる

ふたつの保険です。

年代にかかわらず誰にもあり得る

がん、痴ほう、寝たきり…。

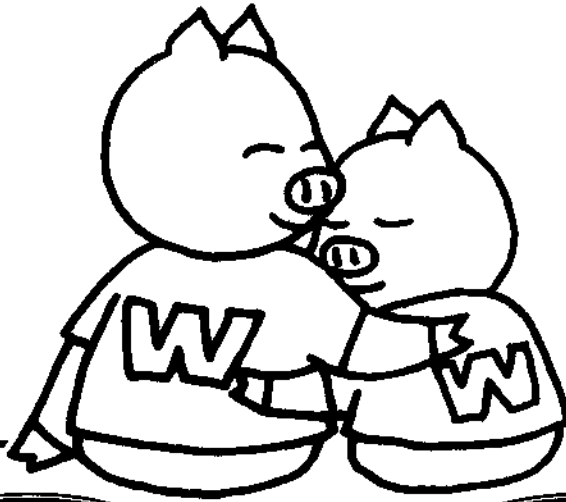
もしもの時、ゆとりをもって

治療が受けられるよう、

そしてあなたとあなたの会社の

すべての従業員のために、

ダブルでおすすぬしたい保険です。



法人会厚生制度 総合保障型 スーパーがん保険

〈がん〉を克服し、生きるための保障が充実。
保障例(ご契約1口につき、ご本人の場合)

診断給付金	一時金として	100万円
入院給付金 (無制限)	一日につき	1万5千円
在宅療養給付金 (無制限)	一退院につき	20万円
通院給付金	一日につき	5千円
死亡保険金		150万円

*1人過昇入院給付金日額6万円までご契約になれます。(65歳以上の方は4万5千円までです) ※診断給付金、死亡保険金については満65歳以上の場合それぞれ半額になります。

このほか、さらに保険料が割安な〈Ⅱ型〉〈Ⅲ型〉もあります。いずれのタイプもご希望により特約ワイド(脳卒中・急性心筋梗塞を保障)を付加できます。

◎法人会会員企業の従業員・役員であれば、お一人様からでもご契約になれます。◎社員への福利厚生制度としてご利用いただけます。
◎保険料は契約時の年齢で決まりますので、早めのご契約をおすすめします。◎退職されてもご継続できます。※詳しくは、パンフレットで。

法人会厚生制度 スーパー介護定期保険

痴ほうや寝たきり、高度障害に備える充実の保険。
保障例(85歳満期・65歳全期払・100万円コース)

痴ほう 寝たきり	で要介護状態	介護年金(無制限)	100万円
	になったら	介護一時金	100万円
高度障害になったら	高度障害年金	100万円	
	高度障害一時金	100万円	
死亡されたとき	死亡保険金	経過年数による 所定の金額	

※介護年金を年額800万円まで大きくできます。※高度障害年金、一時金のお支払いは所定の年齢までとなります。※被保険者が「介護年金」「高度障害年金」のお支払い対象となられた場合、保険料の払込みは免除されます。

●引受保険会社

AFLAC 生きるために、生きる保険を。
アメリカンファミリー生命保険会社

●お問い合わせ

石見大田法人会事務局
青木 恵

2-0765
2-2226

同封のハガキもご利用下さい

〈がん〉の悩みに
丁寧にお答えします。

法人会
専用電話

「がん電話相談」

フリーダイヤル

0120-889-347

毎週金曜日
11:00~16:00



経営者大型総合保障制度の
ご契約者サービスが利用できます。



大型保障の健康ダイヤル24

～電話一本で気軽に無料で健康相談～

健康・医療・介護の相談からストレスの相談まで気軽にできる
ご契約者のためのフルタイム・テレホンサービス！



こんな時すぐお電話を。



ケガの応急処置、真夜中の急病、食欲不振、薬の不安・疑問、人に話しにくい
病気、介護の仕方、地元の福祉サービス情報、夜間・休日の医療機関案内など
個人のプライバシーは厳守。安心してご相談いただけます。



大型保障の海外アシスタンスサービス

～海外のビジネスと旅行に、頼りになるパートナー～

海外で急な病気・ケガで緊急事態におちいった時、3つのアシ
スタンスセンターが日本語であなたをバックアップします。

- ・ヒューストンセンター…担当：北米（ハワイ・グアム含む）、中南米
- ・パリセンター……………担当：ヨーロッパ、アフリカ、中近東、旧ソ連
- ・シンガポールセンター…担当：アジア、オセアニア

<サービスの内容>

医療情報の提供、病院の手配、捜索・救援機関の紹介、救援者の渡航・ホ
テルの手配、遺体移送、付添医師・看護婦の手配、ご家族への状況報告、
通訳の手配、弁護士を紹介・手配、パスポート・クレジットカード等再発
行のアドバイス、傷害保険金請求手続きのご案内など
アシスタンスサービスは無料でご利用できます。（アシスタンスセンター以外は有料）

●お問い合わせは… **(社)石見大田法人会**

大田市大田町大田イ309-2 TEL 08548-2-0765

大型総合保障制度は、こんなときお支払いします。

1億円コースにご契約の場合

*お支払額およびお支払日数には限度がありますので、保障内容についてはご確認ください。

1 右膝を骨折

Aさんは作業中転倒、右足膝蓋骨を骨折し、手術後10日間入院、退院後も右足固定により20日間仕事に従事できず自宅療養し、その後30日間仕事に支障をきたしながらも通院治療しましたが、右足を曲げることができなくなってしまいました。



<お支払い例>

入院保険金 (AIU) 108万円 (支払日数30日分)
 入院給付金 (大同) 6万円 (支払日数6日分)
 手術保険金 (AIU) 36万円 (給付倍率10倍)
 手術給付金 (大同) 20万円 (給付倍率20倍)
 通院保険金 (AIU) 66万円 (支払日数30日分)
 通院給付金 (大同) 9万円 (支払日数30日分)
 後遺障害保険金 (AIU) 500万円 合計745万円

2 脳卒中で入院

Bさんは自宅で脳卒中で突然倒れて病院に担ぎこまれ、200日入院、その後退院されました。また、その後30日間通院治療しましたが、それ以降永久に言語機能を失われました。



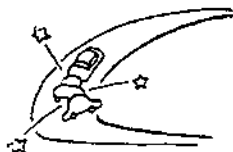
<お支払い例>

入院給付金 (大同) 360万円 (支払日数180日分)
 通院給付金 (大同) 9万円 (支払日数30日分)
 高度障害保険金 (大同) 10,000万円

合計10,369万円

3 英国で交通事故

Cさんは英国へ旅行中交通事故に遭われ、英国の病院に20日間入院、入院費用70万円を支払いました。この間、家族が入院3日目に現地につけ、退院まで現地に滞在されました。



<お支払い例>

治療費用保険金 (AIU) 70万円
 入院保険金 (AIU) 144万円 (支払日数20日分)
 入院給付金 (大同) 16万円 (支払日数16日分)
 手術給付金 (大同) 20万円 (給付倍率20倍)
 救護者費用保険金 (AIU) 208万円
 [交通費 (2名分)、宿泊費 (2名分1名につき14日分) 等]
 合計438万円

4 キャンプで火傷1日通院

Dさんは、キャンプ中に過って右手の甲に熱湯がかかり、1日入院し治療費3,000円を支払いました。



<お支払い例>

治療費用保険金 (AIU) 3,000万円
 通院保険金 (AIU) 22,000万円

合計25,000万円

税のこぼれ話

棚あげ or おろし

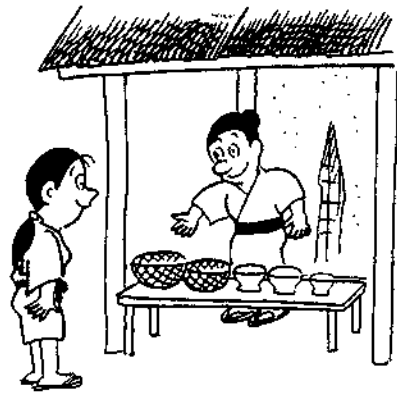
お馴染みの落語に「大家と言えば親も同然、「たなこ」と言えば子も同然(云々)」という癖があります。この「たなこ」は「店子」と書きます。

また、平安・鎌倉の頃から、街のお店では、それまでの露店に品物を並べていただけのやり方から、棚を渡し商品をきちんと陳列するようになってきました。これが転じて、商品のことを「棚」というようになりました。これらのことから、「棚」と「店」は同じ語意だということが分かります。

ところで、お店などでの決算・整理のためには在庫品の数量・価格を確認する作業、いわゆる

「棚卸」があります。これは、一定期間の損益を計算するうえでとても重要なものです。

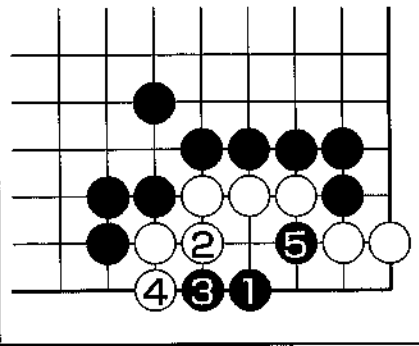
これが確實でないと原価が不正確になって営業損益が歪められ、税金の申告にも支障を来すこと



になりますので、くれぐれも「棚上」せず、きちんと「棚卸」をするようお願いします。

囲碁問題の解答

三子の真中の急所黒1が正解です。押す手がなくなります。



編集後記

景気は右肩上りが当然との大半の人の思いこみとは裏腹に、今後は右肩下りの経済動向が長い将来に亘って続くといわれています。

右肩下りとは、不景気の底は前回より深く、景気の天井は前回より低い状態が反復し永続することであり、何とも暗い気持ちにならざるを得ない。

仄聞すれば、大田市にある鳥根県の出先である保健所も、総務部系機関も、川本総務事務所へ移管され、更に大田土木事務所もやがて川本土木事務所へ統合されるとか、石見大田法人会の圏域も段々と淋しくなるものと心配されます。

県内を眺めると、一つの税務署の管内には、県の総務事務所が一つあるのが通常であるが、浜田税

務署管内には、二つの総務事務所があり、石見大田税務署管内は総務事務所のない姿となっています。

昔を願われれば、石東三郡といつて、邑智郡、邇摩郡、安濃郡(現大田市)は密接不可分の関係にあった。古老によると、三郡連合の大運動会も年に一度催されたとのこと。

気の滅入る話はさて置いて、大田市も婦人会館の新設・駅前再開発・健康福祉プラザの計画・石銀遺跡の世界遺産登録の動き等あり地域の振興に知恵を搾らねばならないものと考えます。

此度も石村先生をはじめ、多くの方々の御支援を賜り、本誌が発行出来ますことにつきまして、有難く御礼を申上げる次第でございます。

(広報部 渡辺)

石油・LPガス・貨物運送業・酒類・食品スーパー・釣具

 **有限
会社 小川商店**

代表取締役 小川良知

699-25 島根県漣摩郡温泉津町温泉津口65

本店 (0855)65-2636・FAX2637 温泉津給油所 (0855)65-4176・FAX3582
福光給油所 (0855)65-3122・FAX2929 運送部 (0855)65-2220・FAX2661

 **株式
会社 建設総合商社
島根建材公社**

取締役社長 寺戸隆文

本社/大田市大田町大田イ431-7
TEL (08548)2-0860(代) FAX (08548)2-0867
営業所/広島・松江・隠岐・境港

肥料・飼料・農薬・農業用資材

 **浜覚肥糧株式会社**

本社 大田市久手町駅通 TEL(08548)2-8314
浜田店 浜田市長沢町204-1 TEL(0855)22-2503
益田店 益田市中島町イ267-1 TEL(0856)22-8174

 **スズキ株式会社 島根県総発売元
石東スズキ販売(株)**

代表取締役 大谷光弘

大田市大田町大田イ103-1 TEL 08548-2-0678(代) FAX2-7208

地域とともに歩む
電気設備工事施工・各種電気工事設計請負
 **有限
会社 春日電機工業**

代表取締役 春日正三

本社/大田市長久町長久イ260-8 TEL(08548)2-5220
営業所/出雲市天神町209 TEL(0853)25-0977

総合建設コンサルタント
 **株式
会社 大田技術コンサルタント**

〒694 島根県大田市長久町稲用219-2

TEL(08548)2-3619(代) FAX(08548)2-4484

測量・地質調査・一級建築士事務所・補償コンサルタント・建設コンサルタント



社団法人 石見大田法人会会報 第34号

平成9年12月15日発行

発行所 社団法人 石見大田法人会

編集 広報委員会 委員長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内
TEL(08548)2-0765

印刷 つきはし印刷

大田市鳥井町TEL2-0540